

家族信託利用が適切な皆様

有している適用課題	対応と効果
認知症や身体障害にある相続人や家族がいる	自分の死後も、財産管理者（受託者）を事前に指定し、財産の処分・運用方針を定めておくことで、心配な障害者等の生計を安定させることができる。
自分自身の認知機能や身体機能低下が危惧される	自分自身が財産の管理能力が欠如しても、指定した財産管理者（受託者）がそれを代替してくれるため、生計維持の不安が解消。相続税対策も任せられ、詐欺被害も防止できる。
スムーズな事業承継を今から対策しておきたい	信託した自社株式については、自分の意向どおり受益者と受益権割合を指定できるため、後継者問題（株式の分散等）を解消できるうえ、生前から株式の管理も委託できる。
資産の承継先を先々まで指定しておきたい	受益者連続型信託を設計した場合、資産承継は1代限りに留まらず、遺言では果たせない次世代以降の承継先も指定可能となる。特に、障害のある子にも配慮した設計も可能である。
資産を適切な管理処分ができる人に任せたい	自分の判断能力低下後も、信頼できる親族等が資産の管理運用を自分の意向に基づいて代行してくれる。
不動産の共有状態から生じる不都合を解消したい	受託者1人に対象の不動産の管理処分権を集約できる。また、収益不動産の場合、そこから生じた収益は、共有者で分割受領も可能となる。
自分の死後、居宅等が空き家になるリスクを回避したい	遺産分割において誰も住まない（保有する意思のない）可能性のある不動産について、生前から1人の受託者に管理処分権限を委託することにより、相続時の分割不調等を懸念することなく、1人の判断で売却等処分が可能となる。